

社会福祉法人走翔会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人走翔会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(用語の意義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第5条の規定による評議員をいう
- (2) 役員 定款第15条の規定による理事及び監事をいう
- (3) 役員等 評議員及び役員をいう
- (4) 常勤役員 役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とし勤務する役員をいう

(評議員の報酬)

第3条 この法人の評議員の報酬は日額5,000円とし、全評議員の報酬総額は、各会計年度につき定款第8条に定める金額以内とする。

(常勤役員の報酬)

第4条 次に掲げる常勤役員の報酬は、別表1のとおりとする。

(1) 理事長

2 前項の報酬は、常勤役員に就任した日の属する月の翌月（就任した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、退任した日の属する月（退任した日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）まで支給する。

(非常勤役員の報酬)

第5条 次に掲げる非常勤役員の報酬は別表2のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事

(報酬等の支給方法)

第6条 日額で定められている報酬は、職務の都度支給するものとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、月1回以上の支給日を定めて支給することを妨げない。

2 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第14条に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(重複支給の禁止)

第9条 常勤役員が法人の職員を兼ねるときは、その兼ねる法人の職員として受けるべき給料は支給しない。

(適用除外)

第10条 法人の職員が、その現に有する身分を保有したまま理事に就任した場合は、この規程を適用しないものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和元年6月23日改正し7月1日より適用する。

(第6条第1項給与規程改正により支給時期変更)

(非常勤理事長報酬の月額支給追加)

この規程は、令和6年6月16日改正し7月1日より適用する。

別表 1

常勤役員報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円